

# 令和4年度京都府サービス管理責任者等基礎研修 ～よくあるご質問（FAQ）～

## 1. サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の配置が必要な指定障害福祉サービス事業所にはどのようなものがありますか。

サービス管理責任者等の配置が必要な指定障害福祉サービスは、以下の種別です。なお、【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者包括支援・短期入所】のサービス種別及び相談支援事業については、サービス管理責任者等を配置する必要がありません。

障害福祉サービス等種別
療養介護、生活介護、施設入所支援
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、自立生活援助
就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
児童発達支援センター（医療型含む。）、児童発達支援事業（医療型含む。）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（福祉型・医療型）

## 2. サービス管理責任者等として配置されるために必要な実務経験及び研修について教えてください。

サービス管理責任者等として配置されるためには、**実務経験要件**と**研修要件**の両方を満たしている必要があります。

**実務経験**については、別紙2及び別紙3を御確認ください。御自身が実務経験を満たしているかどうかを確認したい場合は、「3. サービス管理責任者等として必要な実務要件（年数）を満たしているか確認したいのですが。」に記載のお問合せ先に御連絡ください。

**研修要件**については、①「サービス管理責任者等基礎研修」、②「相談支援従事者初任者研修」講義（3日間コース）、③「サービス管理責任者等実践研修」の全ての研修の修了者となる必要があります。①～③の研修修了後にサービス管理責任者等として配置された後は、④「サービス管理責任者等更新研修」を5年毎に受講し続ける必要があります。

本申込みは①「サービス管理責任者等基礎研修」のみの受付となっております。②「相談支援従事者初任者研修」講義（3日間コース）につきましては別途お申込みください。

なお、③「サービス管理責任者等実践研修」につきましては①②を修了後、2年間の実務経験があることが受講要件です。（別紙4参照）

従って、サービス管理責任者等基礎研修とサービス管理責任者等実践研修を同一年度に受講することはできません。

※令和3年度までは、経過措置により、サービス管理責任者等基礎研修の修了後直ちにサービス管理責任者等として勤務が可能なケースがありましたが、令和4年度からは経過措置が終了し、実務経験

及び上記①～③の研修要件を全て満たしていることがサービス管理責任者等として勤務するための要件となりますので御留意ください。

### 3. サービス管理責任者等として必要な実務要件（年数）を満たしているか確認したいのですが。

別紙2、3を御参照いただき、実務経験について御不明な点がある場合は以下にお問い合わせください。

#### ●京都府内事業所の場合…所管の府保健所福祉課

乙訓保健所〔向日市、長岡京市、大山崎町〕 TEL：075-933-1154

山城北保健所〔宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町〕 TEL：0774-21-2193

山城南保健所〔木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村〕 TEL：0774-72-0979

南丹保健所〔亀岡市、南丹市、京丹波町〕 TEL：0771-62-0361

中丹西保健所〔福知山市〕 TEL：0773-22-3903

中丹東保健所〔舞鶴市、綾部市〕 TEL：0773-75-0856

丹後保健所〔宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町〕 TEL：0772-62-4302

#### ●京都市内事業所の場合

- ・サービス管理責任者：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室（TEL：075-222-4161）
- ・児童発達支援管理責任者：京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課（TEL：075-746-7625）

### 4. 平成31年3月31日以前（研修制度変更前）に、分野別のサービス管理責任者等研修を修了した場合、再度サービス管理責任者等基礎研修の受講が必要でしょうか。

平成31年3月31日以前に実施のサービス管理責任者等研修（以下、「旧研修」という。）を修了した方は、改めて基礎研修を受講する必要はありません。また、旧研修を修了している方は、共通カリキュラムの修了者とみなします。

平成31年4月1日から、サービス管理責任者等研修について、制度が改正されました。本研修では、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、共通カリキュラムで実施します。